

都市再生基本方針の一部変更の概要

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)等の一部改正により、安全で魅力的なまちづくりの推進を図るための措置が講じられることや、近年の情勢変化に伴い、都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定)について、所要の改正を行う。

都市再生基本方針の主な改正内容

安全なまちづくりの推進

- 災害ハザードエリアにおける開発規制や災害リスクの低いエリアへの立地誘導、災害ハザードエリアからの移転の促進等により、防災まちづくりと都市のコンパクト化を進める。

魅力的なまちづくりの推進

- 多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成し、まちのにぎわいを創出するため、まちなかの歩ける範囲のエリアにおいて、道路、公園、広場、沿道建物等の官民の既存ストックの一体的な修復・利活用による交流・滞在空間の整備を進める。

スマートシティ・スーパーシティの推進

- 5G、AI、IoT等の新技術や官民データを活用し、都市や地域における課題を解決するため、スマートシティの取組を推進するとともに、世界に先駆けて未来社会の先行実現を目指すスーパーシティの具体化を図る。

その他

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した都市の課題に対応するため、良質なオープンスペースの充実、テレワーク拠点の整備、複合型都市開発など職住近接等に対応した民間都市開発事業を推進していく。
- 自然環境が有するグリーンインフラとしての多様な機能も勘案しつつ、都市外縁部の自然再生等を進める。

(参考)都市再生特別措置法の改正(令和2年6月10日公布、3か月以内(一部2年以内)施行)

安全なまちづくりの推進

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、開発規制、立地誘導、移転の促進等の土地利用方策等を効果的に組み合わせ、総合的な防災・減災対策を講ずる。

魅力的なまちづくりの推進

駅前等のまちなかにおける歩行者空間の不足や、商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体となって形成する。